

新旧対照表

安曇野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成19年安曇野市告示第123号）の一部改正

改正後						改正前											
第1条 略 （補助金額等）						第1条 略 （補助金額等）											
第2条 補助金の対象世帯、補助対象経費、補助金額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。						第2条 補助金の対象世帯、補助対象経費、補助金額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。											
<u>2 中途入退園の場合の補助限度額は、次の算式により算定した額（百円未満を四捨五入）とする。</u>						<u>2 中途入退園の場合の補助限度額は、次のとおりとする。</u>											
<u>算式</u> <u>通常の限度額×（保育料の支払月数+3）÷15</u>						<table><tr><th>区分</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>中途入園の場合</td><td>次の算式で算出して得た額（百円未満を四捨五入）とする。</td></tr><tr><td>中途退園の場合</td><td>在園月数が12月に満たないとき、又は休園期間があるときは、通常の限度額を限度としてそれまで支払われた額</td></tr></table>						区分	補助限度額	中途入園の場合	次の算式で算出して得た額（百円未満を四捨五入）とする。	中途退園の場合	在園月数が12月に満たないとき、又は休園期間があるときは、通常の限度額を限度としてそれまで支払われた額
区分	補助限度額																
中途入園の場合	次の算式で算出して得た額（百円未満を四捨五入）とする。																
中途退園の場合	在園月数が12月に満たないとき、又は休園期間があるときは、通常の限度額を限度としてそれまで支払われた額																
第3条から第11条まで 略						第3条から第11条まで 略											
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）											
区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額（年額）			区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額								
			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の次園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合左以外の園児（第3子以降）				1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の次園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合左以外の園児（第3子以降）						
生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	入園料と保育料の合計額	補助対象経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超えると	229,200円	268,000円	308,000円	生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	入園料と保育料の合計額	補助対象経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超えると	年額 226,200円	年額 266,000円	年額 305,000円						
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			199,200円	253,000円	308,000円	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			年額 196,200円	年額 251,000円	年額 305,000円						

改正後						改正前					
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		きは、限度額とする。				当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		きは、限度額とする。			
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			115,200円	211,000円	308,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			年額 112,200円	年額 209,000円	年額 305,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			62,200円	185,000円	308,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			年額 49,800円	年額 178,000円	年額 305,000円
上記以外の区分					308,000円						

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額の合計額とする。
- 2 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額（年額）	
			小学校1年生から3年生までに兄弟が一人いて、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1年生から3年生までに兄弟が一人いて、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄弟が2人以上いる園児（第3子以降）
生活保護法の	入園料と保育	補助対象		

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。
- 2 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額	
			小学校1年生から3年生までに兄弟が一人いて、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1年生から3年生までに兄弟が一人いて、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄弟が2人以上いる園児（第3子以降）
生活保護法の	入園料と保育	補助対象	年額	年額

改正後					改正前				
規定による生活保護を受けている世帯	料の合計額	経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超えるときは、限度額とする。	<u>249,000円</u>	<u>308,000円</u>	規定による生活保護を受けている世帯	料の合計額	経費の全額とする。ただし、当該経費が限度額を超えるときは、限度額とする。	<u>247,000円</u>	<u>305,000円</u>
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			<u>226,000円</u>	<u>308,000円</u>	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			<u>年額</u> <u>224,000円</u>	<u>年額</u> <u>305,000円</u>
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯					当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			<u>163,000円</u>	<u>308,000円</u>	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯			<u>年額</u> <u>161,000円</u>	<u>年額</u> <u>305,000円</u>
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			114,000円	<u>308,000円</u>	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			<u>年額</u> <u>114,000円</u>	<u>年額</u> <u>305,000円</u>
備考					備考				
1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、 <u>父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の</u> 所得割課税額の合計額とする。					1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。				
2 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。					2 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。				